

# 【建設リサイクル法等 の届出について】

三重県県土整備部建築開発課  
建築審査班

## 内容（目次）

p3～p7	<b>建設リサイクル法の届出概要</b> (建設リサイクル法届出対象となる工事、届出様式の記載方法等)
p8～p9	<b>その他</b> (建築基準法第15条第1項に係る建築物除却届について)

# 建設リサイクル法で届出が必要となる工事

【建設リサイクル法第9条、第10条】

- ・次の規模以上の工事で特定建設資材(※)が使用されているか、または使用するもの

対象建設工事の種類	規模の基準
・建築物の解体	延床面積 80 m <sup>2</sup>
・建築物の新築・増築	延床面積 500 m <sup>2</sup>
・建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	請負金額 1億円
・建築物以外の工事 (土木工事等)	請負金額 500万円

※特定建設資材とは・・・

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルトコンクリート

注：公共工事の場合は、建設リサイクル法11条の規定により、通知が必要となる。  
(通知が必要となる工事は、届出が必要となる工事と同じ)

## 届出時期と届出窓口 【法第10条、県要綱第3条】

・届出時期・・・工事に着手する日の**7日前**までに届出書の提出

具体的に・・・水曜日に工事着手をする場合は、その1週間前の水曜日までに届出書の提出が必要となる

・届出窓口・・・下表のとおり

建築物	① 津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域	建設事務所 建築開発室、又は 総務・管理・建築室 建築開発課
	伊賀市、名張市、亀山市内の4号建築物が対象の場合	当該市役所 担当課 (ただし、県の許可を必要とする建築物を除く)

建築物以外	① 津市、四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課
	② ①以外の地域	建設事務所 事業推進室 工事統括課

## 届出に必要な添付図書など

書類名	説明
①届出書	省令様式（国の様式）
②別表1～3のうち いずれか	省令様式（国の様式） ※工事種別により対応する別表を添付 ・解体工事 → 別表1 ・新築等工事 → 別表2 ・建築物以外の工事 → 別表3
③案内図	工事現場が特定できる地図 （工事現場を赤色で明示）
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書5欄に記入できない場合（様式は任意）
⑥委任状	届出を委任する場合は必要（県要綱にて様式を規定）

## 作成上等の注意点

- ・提出が必要な部数は原則1部
- ・工事着手前に限って、届け出た内容に変更が生じた場合は変更届出の手続きが必要(工事着手日の7日前までに、変更届の提出が必要)
- ・県要綱第5条により別表(1～3とも)の備考欄には特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名の記入が必要
- ・石綿(アスベスト)が含有されている建設資材が使用された建築物の解体工事では、別表1に記載するとともに、大気汚染防止法、石綿障害予防規則により別途届出等が必要(環境部局へ確認)

別表1

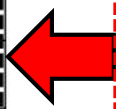
(A4)

建築物に係る解体工事

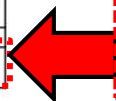
分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他( )	
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他( ) 敷地境界との最短距離 約__m その他( )	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他( )	
	搬出経路	障害物 □有( ) □無 前面道路の幅員 約__m 通学路 □有 □無 その他( )	
	残存物品	□有( ) □無	
	特定建設資材への付着物	□有( ) □無	
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) □有 特定建設資材への付着( □有 □無 ) □無	
	フロン(フロン排出抑制法)	□有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) □無	
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し □有 □無 □手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し □有 □無 □手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無 □手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無 □手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他( )		その他の取り壊し □有 □無 □手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他( ) その他の場合の理由( )	
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		□コンクリート塊	トン
		□アスファルト・コンク	トン
		□建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分(注) □① □② □③ □④ □⑤			
備考			

石綿（アスベスト）・フロンが使用されている場合は『有』にチェックを入れる。またそれぞれ別法令により規制がかかる



備考欄に、特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入



□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 建築基準法による建築物除却届について

【建築基準法第15条】

## 概要

床面積が10㎡を超える建築物の除却工事を行う場合は、その旨を届け出なければならない。

- ・届出窓口・・・工事を行う住所地の**市町担当窓口**  
(県が所管する地域についても提出時に当該市、町の書類経由が必要なため)
  - ・必要な書類・・・原則、届出書(1部)のみ
- ※除却後、続けて新築工事等を行う場合は、建築工事届(新築工事等を行う場合に必要な届出)の中に記載し、建築主から届け出ることとなる



# 【建設リサイクル法 等の届出について】

～おわり～

三重県県土整備部建築開発課  
建築審査班